

教 生 学 第 1 0 2 号
令和 5 年（2023年）4 月 28 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」について（通知）

北海道及び北海道教育委員会では、本道のいじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本年 3 月に北海道いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を改定したところです。

この度、本「基本方針」を踏まえ、いじめ防止対策等が着実に推進されるよう「取組プラン」を見直し、新たな行動計画として策定しました。

つきましては、本道の全ての児童生徒が、個性的な存在として尊重され、心豊かに成長することができるよう、各市町村においては地方いじめ防止基本方針を、各学校においては自校の学校いじめ防止基本方針を、道の「基本方針」の改定内容を踏まえ、速やかに点検・見直しを行うとともに、道教委と市町村教育委員会、学校が一層連携し、「取組プラン」に基づいて、児童生徒の「命を守り、心を育てる」教育の営みを推進するようお願いします。

記

- 北海道いじめの防止等に向けた取組プラン（令和 5 年 4 月改定）
<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/joreinew.html>



（生徒指導係）